

申告書確認表【留意事項】

平成30年4月1日以後開始事業年度等分
单体法人用

項目	No.	確認内容	留意事項
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 別表六(六)~(十)	34	別表六(六)（中小企業者等の場合、別表六(七)）の1欄及び別表六(八)の1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合において、その支払を受けた金額がその試験研究費の額を上回っていたときは、その上回った金額は、他の試験研究費の額から控除することとなります。
	35	次に掲げる場合、別表六(九)を作成していませんか。 ① 別表六(六)の当期税額基準額の計算において15欄の特例加算割合を適用している場合 ② 別表六(七)の当期税額基準額の計算において13欄又は14欄により計算された金額を適用している場合	特例加算割合等の適用を受ける場合には、平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除制度の適用を受けることはできません。
	36	別表六(十)の平均売上金額の計算に関する明細書における売上金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、当事業年度の改定売上金額が記載されていますか。	売上金額について申告調整を行っていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
法人税の額から控除される特別控除額 別表六(二十八)	37	複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。	適用を受ける制度の税額控除可能額の合計額が、調整前法人税額の90%相当額を超える場合には、その超える部分の金額は、調整前法人税額から控除せずに、各制度の繰越税額控除限度超過額として翌事業年度以後に繰越控除することとなります。
特定税額控除規定の適用可否の判定 別表六(二十九)	38	中小企業者等以外の法人が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。 ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度（平成30年6月6日以後に取得等をした場合に限ります。）	平成30年度税制改正により、次の要件のいずれにも該当しない場合には、左記の①から③までの制度の適用を受けることができないこととされています。 イ 繼続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること（又はこれらの支給額が0であること。） ロ 国内設備投資額が当期償却費総額の10%相当額を超えること。 ハ 特定対象年度の基準所得等金額がその前事業年度等の基準所得等金額の合計額以下であること。
繰越欠損金 別表七(一)・ 七(一)付表一	39	別表七(一)の2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。 ① 当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度（法第57条第11項第1号該当） ② 更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第2号該当） ③ 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（同項第3号該当）	平成28年度税制改正により、控除限度割合が50/100とされています。
	40	別表七(一)付表一の「適格組織再編成等の別」欄を記載していますか。 また、「支配関係発生日」が「適格組織再編成等の日」の属する事業年度開始の日前5年以内で未処理欠損金額等の調整計算及び特定資産譲渡等損失相当額の計算が必要な場合、別表七(一)付表一の5欄～7欄及び9欄～12欄を記載していますか。	適格合併等があった場合に、被合併法人等の繰越欠損金を引き継ぐためには、一定の要件（いわゆる「みなし共同事業要件」又は5年継続支配関係の要件）を満たしていないなければならないことから、別表七(一)付表一を記載する場合には、改めてその要件について確認する必要があります。